

阿倍野区災害時協力事業所・店舗制度設置要綱

(目的)

第1条 地震・風水害等大規模災害時において、地域での災害対策や復興に協力する意思のある大阪市内に所在する事業所・店舗を地域の災害対策の一翼を担う阿倍野区災害時協力事業所・店舗（以下「登録事業所・店舗」という。）として事前に登録する制度を創設する。

(協力内容)

第2条 登録事業所・店舗は、阿倍野区内の地域に対して次の協力をを行う。

- (1) 技術及び資材の提供
- (2) 商品（飲料、食料品、生活用品等）の区内の被災者への優先的販売
- (3) その他の協力

(登録期間)

第3条 登録事業所・店舗の登録期間は、登録ステッカーの交付から辞退届の提出までの期間とする。（ただし、事業所・店舗等が廃業等された場合は辞退届が提出されたものとみなす。）

(秘密の保持)

第4条 登録事業所・店舗は、協力を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、辞退届を提出した後においても同様とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

平成 19 年 12 月 1 日 施行

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 7 月 1 日 改正

阿倍野区災害時協力事業所・店舗制度 登録申込書

当事業所・店舗は、阿倍野区災害時協力事業所・店舗制度の趣旨に賛同し、阿倍野区災害時協力事業所・店舗に登録することを申請します。

年　月　日

ふりがな			
事 業 所 名 店 舗 名			
所 在 地			
ふりがな			
代表者氏名			
連 絡 先	(事業所・店舗・携帯) (担当者)	—	—
区のホームページ等に災害時協力事業所・店舗として、掲載されることを (希望します ・ 希望しません)			
※ ただし、掲載する項目は <u>事業所・店舗名と所在地のみ</u> です。			
事業所・店舗名に事業所・店舗のホームページのリンクを貼ることを (希望します ・ 希望しません)			
事業所・店舗のホームページアドレス (URL)			
協力いただける内容 技術や資材の提供、水や食糧の優先販売、その他の協力内容など、できるだけ詳細にご記入ください。			
(例) フォークリフトと運転技能者の提供、近隣被災者への弁当、惣菜など食糧品の優先販売など			
※この登録申込書に記載された個人情報の利用・管理については、「大阪市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人情報の漏えい等がないよう適切に取り扱います。			